

○ スポット診療医師紹介業務の取扱について

1 趣旨

診療に従事している医師が、病気や事故等の不測の事態により診療が困難となり、地域医療の確保のため代診する医師（以下、「スポット診療医師」という。）が必要な場合、医療機関からの求人に基づき北海道地域医療振興財団（以下、「財団」という。）が医師の紹介をするもの。

2 医療機関からの求人

スポット診療医師を求人する医療機関は、別記様式の「スポット診療医師求人登録票」を必要な都度、財団へ提出すること。

3 医師の紹介

財団は、「スポット診療医師求人登録票」を財団のホームページで公開するなどの方法により医師を募集し、医療機関へ紹介する。

4 医師への診療依頼

医療機関は、財団が紹介した医師の採用を決定したときは速やかに医師へ診療を依頼すること。

5 業務の実施

この業務は、平成26年9月12日から実施する。